

姫路市透析ハイリスク者予防事業対策協議会開催要領

(目的)

第1条 糖尿病性腎症の重症化リスクの高い者に対し、医療機関と連携し、腎不全からの人工透析への移行を防止するなど、本市に応じた取り組みを検討し、対策を協議する場として姫路市透析ハイリスク者予防事業対策協議会（以下「協議会」という）を開催する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 本市における透析予防対策の総合的かつ効果的な推進に関すること
- (2) 市内関係機関との連携及び調整に関すること
- (3) その他、目的達成のための必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会委員は、糖尿病専門医、腎専門医、医師会、学識経験者等により構成する。

- 2 委員長は互選とする。
- 3 副委員長は委員長が指名する。

(運営)

第4条 協議会は、保健所長が召集する。

- 2 委員長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長のいずれかがその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の事務局は、保健所健康課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則) この要領は、平成30年4月11日から実施する。